

# 令和8年度 固定資産税(償却資産) 申告の手引き

提出期限 令和8年2月2日(月)

## お知らせ・諸注意

- 圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんので固定資産税(償却資産)の申告が必要です。
- 電子申告(eL-TAX エルタックス)の活用をご検討ください。
- 対象期間は令和8年1月1日までに異動した資産です、青色申告等決算月とは異なりますのでご注意ください。
- 申告漏れの多い資産にご注意ください。  
減価償却が終了している資産(資産がある間は申告が必要です。)  
土地に定着していない(基礎のない等)建物  
大型特殊自動車(9頁、10頁参照)  
受変電設備、屋外照明設備、屋外給排水配管等の建物附属設備  
アスファルト舗装路面、外構、フェンス、緑化施設等の構築物  
即時償却資産(取得価額30万円未満の資産について、租税特別措置法の規定により、国税上、全額損金算入したもの)
- 小型特殊自動車は、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車税(種別割)が課税されますので、軽自動車税(種別割)の申告をしてください。
- 増加資産の耐用年数は、所得税青色申告の減価償却の耐用年数を転記してください。  
記載のない場合は受付できませんので、管轄の税務署や税理士等にお問い合わせいただき必ずご記入ください。
- 申告されない又は虚偽の申告をされた場合について  
正当な理由がなく申告されない場合は、過料を科せられることになるほか、不足税額に加えて延滞金を徴収されることになりますので、期限までに必ず提出してください。  
また、虚偽の申告をされますと、罰金等を科せられることがあります。(7頁参照)



## 目次

第1 償却資産について	3
1 申告をしていただく方	3
2 申告の方法と提出書類	3
3 提出期限	4
4 申告の対象となる資産	4
5 申告の対象とならない資産	4
6 少額の減価償却資産の取扱いについて	5
7 マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について	6
8 提出先	6
9 申告されない方・虚偽の申告をされた方	7
10 実地調査のお願い	7
第2 償却資産のあらまし	8
11 償却資産とは	8
12 償却資産の種類	8
13 業種別の主な償却資産(例)	9
14 特に注意を要する申告の対象となる資産	9
15 價格決定方法について	11
16 耐用年数について(概要)	11
17 課税標準の特例について	12
18 リース資産の取り扱いについて	12

※この手引きは、隠岐の島町 Web サイトで A4 サイズの PDF を公開しています。

## 第1 償却資産について

### 1 申告をしていただく方

毎年 1 月 1 日現在、隠岐の島町内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産を所有している法人又は個人事業主の方。なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- カ 償却資産を共有されている方
- キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)等の方

※ 償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

### 2 申告の方法と提出書類

申告書は、提出用と控え用が入っていますので、提出用に必要事項を記入され提出してください。郵送で提出される方で、申告書控えに受付印の必要な方は、必ず返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封してください。

#### ●本年度から初めて申告される方 (初めて申告書が届いた方)

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書(全資産・増加資産用)
注意点	・令和 8 年 1 月 1 日現在、隠岐の島町内に所有している償却資産を全て申告してください。 ・償却資産をお持ちでない方は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入し提出してください。

#### ●前年度に申告されている方

※前年度までに申告された全ての資産は、種類別明細書に印字されています。

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書(全資産・増加資産用) ・種類別明細書(減少資産用)
注意点	・前年中に増加・減少した資産をそれぞれの種類別明細書に記入してください。 ・前年以前に取得した申告漏れ資産、移動してきた資産についてもそれぞれの種類別明細書に記入してください。 ・増加・減少した資産がない場合は、申告書の備考欄に「増減なし」と記入し申告書のみ提出してください。

### ●廃業・解散・営業譲渡された方

提出書類	・償却資産申告書 ・資産種類別明細書(減少資産用)
注意点	・償却資産申告書の備考欄にその旨を記入してください。 ・営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。

### 3 提出期限

法定申告期限は、毎年1月31日です。提出期限を守ってください。

なお、申告書を郵送される方で、「控え」について受付印押印後、返送を希望される方は返信用切手・封筒を必ず同封してください。

### 4 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ア 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- イ 建設仮勘定で経理されている資産(完成して事業の用に供している部分)及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産
- エ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。)
- オ 福利厚生の用に供するもの
- カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
  - (例)・中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産
  - ・国家戦略特区税制適用資産(租税特別措置法第42条の10)

注:カ及びキについては、「6 少額の減価償却資産の取扱いについて」をご参照ください。

### 5 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきもの(実際に自動車税(種別割)等が課されている必要はありません。) 例:小型特殊自動車に分類されるフォーカリフト等
- イ 無形固定資産(例:アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等)
- ウ 繰延資産(例:創立費、開業費、開発費等)
- エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産について、
  - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)
  - ・取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

オ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース(所有権移転外リース及び所有権移転リース)資産で取得価額が 20 万円未満のもの

注:エ及びオについては、「6 少額の減価償却資産の取扱いについて」をご参照ください。

## 6 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

- ①取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第 49 条ただし書による、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、取得価額が 20 万円未満のもの  
ただし、下記④、⑤に記載する資産(③に該当するものを除く。)は、固定資産税(償却資産)の申告対象となりますのでご注意ください。
- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

△ 償却方法	取得価格	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
		申告対象外			
① 一時損金算入 (*1、*4)		申告対象外			
② 3年一括償却 (*2、*4)		申告対象外			
③ リース資産 (ファイナンス・リース)		申告対象外		申告対象	
④ 中小企業特例 (*3、*4)			申告対象		
⑤ 個別減価償却 (*5)			申告対象		

(\*1)法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条

(\*2)法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項

(\*3)中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに取得した資産です(租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5)。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。

(\*4)上記①・②・④の償却方法について、令和 4 年 4 月 1 日以降に取得した資産の内、貸付(主要な事業として行われるものと除く。)の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

(\*5)個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません(所得税法施行令第 138 条)。正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条び隠岐

の島町税条例第 75 条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科されることがあります。

## 7 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、マイナンバー法）」の導入に伴い、平成28年度より償却資産申告書に「個人番号」又は、「法人番号」を記入していただくことになりました。個人の方は12桁の個人番号を、法人にあたっては13桁の法人番号を、所定の記入欄に右詰めで記入して下さい。

また、個人番号を記載した申告書を提出していただく際には、マイナンバー法に定める本人確認として、番号確認と身元確認の2つの確認を行います。

よって、償却資産の申告にあたっては、番号の記入をお願いするとともに、「個人番号」を記入した申告書については本人確認を行いますので、下記を参照し、必要書類を提出していただきますようお願いします。

※法人番号については、本人確認は行いません。

※マイナンバーの記載が無くても申告書の受付をします。

・本人が申告書を提出する場合（郵送の場合は写しを同封してください）

【必要書類】①または②+③

- ①個人番号カード（マイナンバーカード）
- ②「通知カード」「個人番号が記載された住民票の写し」のいずれか一点
- ③「運転免許証」「パスポート」「その他顔写真付きの証明書」のいずれか一点  
(お持ちでない場合、「保険証」「年金手帳」「その他証明書」などから二点)

・代理人が申告書を提出する場合（郵送の場合は写しを同封してください）

【必要書類】①+④または②+③+④

- ①個人番号カード（納税義務者本人のマイナンバーカード）
- ②「通知カード」「個人番号が記載された住民票の写し」のいずれか一点（納税義務者本人）
- ③代理人の「個人番号カード」「運転免許証」「パスポート」「その他顔写真付きの証明書」のいずれか一点  
(お持ちでない場合、「保険証」「年金手帳」「その他証明書」などから二点)
- ④「委任状」「税務代理権限証書」等

・電子申告（エルタックス）により申告書を提出する場合

電子証明書等にて本人確認を行いますので、本人確認資料の添付は不要です。

## 8 提出先

〒685-8585

隠岐の島町下西 78 番地 2

隠岐の島町役場税務課 固定資産係

電話 2-8574

FAX 2-4997

- ・五箇支所 電話 5-2211
- ・都万支所 電話 6-2311
- ・布施支所 電話 7-4311
- ・中出張所 電話 4-0002

## 9 申告されない方・虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収される事がありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法385条の規定により罰金等を科せられることがあります。課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

## 10 実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法に基づいて実地調査・簡易調査(固定資産台帳を郵送していただく調査)を行う事があります。お忙しいところ誠に恐縮ですが、隠岐の島町役場税務課の職員が伺いましたら調査にご協力下さい様お願い申し上げます。

また、調査に伴い修正申告をお願いすることがあります、その場合の課税は資産の取得年次に応じ遡及する事になりますので予めご承知おき下さい。

## 第2 償却資産のあらまし

### 11 償却資産とは

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む)を言います。

ただし、鉱業権・特許権・営業権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・軽自動車は除かれます。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

### 12 償却資産の種類

番号	資産の種類	具 体 例
1	構築物	<p>舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設の外構工事、看板(広告塔等)、受変電設備、予備電源設備、中央監視装置、電力引込設備、LAN設備等</p> <p>建物附帯設備(建築設備)</p> <p>1 プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロックの単体、木杭等で簡易な建物</p> <p>2 建築設備のうち償却資産として扱うもの</p> <p>可動間仕切り、受、変電設備、下水道引込工事、浄化槽設備</p> <p>予備電源設備、LAN配線、日除け設備等</p> <p>3 賃貸ビル等の家屋に附加された建築設備、内装は、償却資産(分離課税)として申告してください。</p>
2	機械及び装置	金属、印刷、縫製等の製造加工機械、土木建設機械(パワーショベル、ブルドーザー)その他産業機械及び装置等
3	船舶	客船、貨物船、油槽船、タグボート、遊覧船、ボート等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	<p>フォークリフト等の大型特殊自動車</p> <p>(0 及び 00~09、000~099、9 及び 90~99、900~999 ナンバー)</p> <p>その他運搬車</p> <p>(自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは該当しません)</p>
6	工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機、ファクシミリ、テレビ、電話機、冷蔵庫、監視カメラ、金庫、取り付け工具等

## 13 業種別の主な償却資産（例）

業種	主な償却資産
※各業種共通	事務机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、コピー機、パソコン、ルームエアコン、プリンター、LAN配線、看板、福利厚生設備など
漁業	漁船、魚網、魚探、船外機、無線機、網上機、レーダー、船体修理・改良、海苔漉き機、海苔乾燥機、冷蔵庫、酸処理機、合成支柱など
農業	農業用機械(噴霧機、播種機、耕運機、選果機など)、バックホー、ビニールハウス、ネット、精米機、予冷庫、屋外給排水設備など
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、サインポールなど
旅館・ホテル・バー、喫茶・飲食業	接客用家具・備品、厨房設備、自動販売機、ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄機、製氷機、ピアノなどの楽器、カラオケセット、ミラー・ポール、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、自家発電装置など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、ボイラー、給排水設備、ビニール包装設備など
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、パーマ機、サインポールなど
医(歯科)業	各種医療機器(レントゲン機器、薬品棚、調剤機器、心電計、消毒殺菌機、手術台、歯科診療用ユニット、ファイバースコープ等)、ベッド、待合室用いす、カルテ用キャビネット、蓄電設備(バッテリー設備)、など
自動車整備業 ガソリンスタンド	地下タンク、ガソリン計量器、リフト、充電器、照明設備、洗車機、検査工具、タイヤ交換設備、スチームクリーナー、独立キャノピーなど
食品加工業	オーブン、窯、あん練機、ミキサー、精穀設備、包装機、食料品製造設備、など
製パン業・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機など
建設業	ブロックゲージ、発電機、ポンプ、コンクリートカッター、ブロックゲージ、ブルドーザー、ミキサー、パワーショベル等大型特殊自動車など
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機、製本設備など
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、パチンコ機取付台(島工事)、両替機、ゲーム機、玉貸機、カード発行機、景品陳列棚、防犯監視設備など
不動産賃貸業	アスファルト舗装、機械式駐車設備(ターンテーブル)、料金精算機、植栽工事、塀・フェンス、自転車置場、太陽光発電パネル(家屋の屋根材を除く)など ※これらは土地や家屋の評価には含まれず、償却資産として課税されます

## 14 特に注意を要する申告の対象となる資産

(ア) 大型特殊自動車(0 及び 00~09、000~099、9 及び 90~99、900~999 ナンバー)

※ 大型特殊自動車とは、キャタピラを有する自動車、ロードローラ、タイヤローラ、ショベルローダ、フォークリフト、ホイールクレーン、ボルトトレーラー

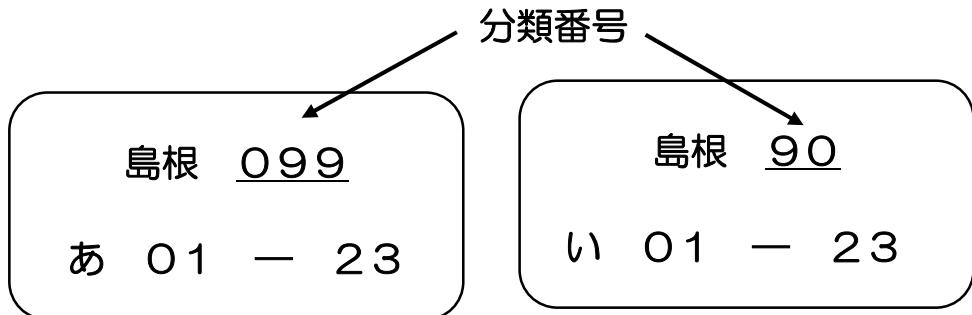
並びに国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車。

(道路運送車両法施行規則別表第1 参照)

大型特殊自動車でナンバー登録をしている場合の「分類番号」は次の通りです。

(1)建設機械:「0」、「00~09」、「000~099」

(2)建設機械以外のもの:「9」、「90～99」、「900～999」



自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産	
		長さ	幅	高さ			
イ	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スラビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット敷き構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	自動車の大きさが右欄に該当するものうち最高速度15km/時以下のもの	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下	小型特殊自動車	非該当
		自動車の大きさが右欄に該当するものうち最高速度15km/時を超えるもの				大型特殊自動車	該当
		上記以外のもの					
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度35km/時未満のもの	-	-	-	小型特殊自動車	非該当
		最高速度35km/時以上のもの				大型特殊自動車	該当
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車						大型特殊自動車	該当

#### 道路運送車両法施行規則別表第1

※小型特殊自動車は、道路を走らなくても軽自動車税(種別割)の申請が必要です。

※上記イに該当する自動車の場合は、最高速度 15km/時以下、長さ 4.70m 以下、幅 1.70m 以下、高さ 2.80m 以下の4つの条件を1つでも超えると大型特殊自動車になり償却資産に該当します。

※上記ロに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が 35km/時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

- (イ) 決算以後に取得された資産で未だ固定資産に計上されていない資産
- (ウ) 建設仮勘定で経理されているが、資産の一部又は全部が 1 月 1 日現在事業の用に供することができる資産

- (エ) 会社の帳簿に記載されていない簿外資産であるが、事業の用に供することができる資産
- (オ) 改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産(本体部とは別に新たな資産の取得として扱います)
- (カ) 遊休資産・未稼働資産であっても維持補修の行われている資産
- (キ) 資産の所有者が他の事業を行うものに貸付けている事業用資産(貸付を業としている場合は、事業・非事業に関わらず申告してください。

## 15 価格決定方法について

償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基本にして行います。

下記の方法により、資産一品ごとに評価額を算出し、全資産の合計金額が決定価格(課税の基礎となる価格)となります。

「評価額の算出方法」

- ① 前年中に取得した資産評価額＝取得額×(1－減価率÷2)
- ② 前年前に取得した資産評価額＝前年度の評価額×(1－減価率)  
以降毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

【計算例】

取得価額 1,000,000 円 取得年月 H30.8 月 耐用年数 3 年の資産の場合

※耐用年数に応ずる減価率は 0.536

令和 2 年度 1,000,000 円×(1－0.536÷2)=732,000

令和 3 年度 732,000 円×(1－0.536)=339,648

令和 4 年度 339,648 円×(1－0.536)=157,596

令和 5 年度 157,596 円×(1－0.536)=73,124

令和 6 年度 73,124 円×(1－0.536)=33,929<50,000 円

\*令和 6 年度で算出額が取得額の5%(50,000 円)より小さくなりますので令和 5 年度以降は 50,000 円となります。

## 16 耐用年数について（概要）

償却資産(固定資産税)における法定耐用年数は、総務大臣が告示する「固定資産評価基準」で定められており、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に掲げる耐用年数によります。

耐用年数の見積もりが困難な中古資産について、下記の簡便法により算定した年数を耐用年数とすることが認められています。ただし、中古資産を取得し、それを事業の用に供する際に行った改良などの費用が中古資産の取得価額の50%相当額を超えるときは上記の簡便法は適用できません。

なお、これらの計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とします。

①法定耐用年数の全部を経過した資産の場合	法定耐用年数×20%
②法定耐用年数の一部を経過した資産の場合	法定耐用年数－経過年数+(経過年数×20%)

## 17 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

該当する資産を所有されている方は、申告書の備考欄に適用となる法令を記入していただき、特例に該当することが判断できる資料(各種申請書、届出書、決定通知書、許可書等の写しなど)を添付し提出してください。

なお、前年度に特例対象として申告された資産については、添付資料は不要です。

### 課税標準額の特例対象となる償却資産の主なもの(抜粋)

地方税法適用法令	特例対象施設等	軽減割合	添付書類
第三百四十九条の三 地方税法	第3項 農業協同組合、中小企業等協同組合が取得した共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの	取得後3年間 1/2	国・県及び町の補助金等の決定通知書の写
	第5項 内航船舶	1/2	動力船舶登録票、船舶検査証書等
地方税法附則 第五条	第2項第2項 及び第3項 ごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処理場	1/2 及び 2/3	一般廃棄物処理施設設置許可申請書の写
	第26項 電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法に規定する認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電施設	取得後3年間 2/3	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写 電気事業者との特定契約書の写
地方税法附則第15条 第45項	中小企業等経営強化法に基づき中小事業者等が新規に取得した認定先端設備等	取得後3年間 1/2	先端設備等導入計画に係る認定について(通知)写 要件(性能向上)を確認できる資料

## 18 リース資産の取り扱いについて

リース資産のうち、資産の所有権が移転しないリース(所有権移転外リース)については、原則として、その資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。リース資産がある場合は、申告書の「16 借用資産欄」にリース会社名を記入してください。

また、平成20年4月1日からのリース会計基準の変更により所有権移転外リースの会計処理が売買処理の一本化に変更されますが、固定資産税(償却資産)での取り扱いは従前のとおりで、申告義務はリース会社(貸し手側)にあります。